平成２２年（フ）第１４６号
奈良県北葛城郡上牧町服部台１丁目９番19号、前住所奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘３丁目30番地11
債務者　西田　雄二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
奈良県橿原市豊田町349番地の１
債務者　森嶌　卓也
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
奈良県橿原市小槻町191番地の14
債務者　井上　直三
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
愛知県豊橋市中野町字平北１番地の８―103
債務者　岡山千鶴子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺部　光敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９０号
愛知県豊橋市中野町字平北１番地の８―103
債務者　岡山　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺部　光敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２８１号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘Ｓ１棟202号
債務者　濱渦　久俊
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　孝規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９０号
埼玉県東松山市六軒町13番地14　ラスク101
債務者　小池　光夫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４６３号
大阪市浪速区大国１丁目12番23―1103号
債務者　上本　皇章
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７５３号
大阪府東大阪市下小阪５―５―24―606、申立時の住所大阪府東大阪市西岩田３丁目５番77―208号
債務者　平　めぐみ（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２８号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ29―301号
債務者　本間　　晃
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４７３号
大阪府枚方市新之栄町17番16―201号
債務者　吉岡　義夫
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９０号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―1414号
債務者　田中　浩之
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９１号
大阪市平野区長吉出戸７丁目３番２―506号
債務者　渡辺　良人
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５５２号
大阪府吹田市垂水町２丁目37番24号
債務者　諸冨　公亮
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５７４号
大阪市平野区平野本町２丁目２番３号
債務者　小吉川　忠
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９５号
大阪市此花区酉島４丁目１番１―603号
債務者　山口　美香
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６１２号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―107号
債務者　京原　保弘
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部